

○ 薬価にかかる消費税 ー購入時には最低6.8%の値引きが必要

(『日医ニュース』平成22年10月20日号第一面より抜粋)

Q1 薬価の算定において、消費税分はどのように取り扱われますか？

A1 例えば「既収載医薬品」の算定方式は、下記の通りです。

新薬価 = (実勢税抜き納入価格の加重平均値 × 1.05 + 調整幅 (改定前薬価の2%))

税抜き納入価格に消費税分を加算の上、さらに、調整幅を加算して、薬価が算定されることとなります。なお、新薬等の薬価算定においても、同様に消費税分が上乘せされています。

Q2 実際の薬の仕入れに際しては、納入価格によっては消費税分や管理コスト分が持ち出しになってしまう場合もあるのではないのでしょうか？

A2 薬の仕入れには消費税や管理コストがかかりますので、予め薬価に対して一定以上の値引き率を確保することが必要です。さもないと、消費税分や管理コストが持ち出しになってしまいます。

〈 計算例 〉

薬価100円(消費税上乘せ後)の薬を、6%値引きした94円で仕入れた場合は、支払額は消費税分を加えた98.7円(94 × 1.05)となり、差し引き残1.3円となります。

$$100 - 94 \times 1.05 = 1.3$$

この場合、見かけ上は逆ざやになっていませんが、調整幅(薬価の2%)を確保できていません(1.3 < 2)。

消費税だけでなく、調整幅も合わせた管理コストを、持ち出しとしないためには、薬価に対し約6.8%以上の値引きが必要となります。